最高裁秘書第２１２０号

令和４年７月１１日

林弘法律事務所

弁護士　山　中　理　司　様

最高裁判所事務総長　堀　田　眞　哉

司法行政文書開示通知書

２月２日付け（同月４日受付、第０３０９５０号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

１　開示する司法行政文書の名称等

⑴　「令和４．１．２５　衆・予算委員会　階　毅（立憲）」から始まる文書（片面で１枚）

⑵　「令和４．１．２５　衆予　階　毅（立憲民主）」から始まる文書（片面で１枚）

２　開示の実施方法

写しの送付

担当課　秘書課（文書室）電話０３（４２３３）５２４０（直通）

令和４．１．２５　衆・予算委員会　　階　猛（立憲）

問１　判決文コピペ問題と裁判官の独立について、最高裁の見解を問う。

（答）

○　委員御指摘のような報道がされたことは承知しているが、個別事案における判決書の作成過程についてコメントすることは差し控えさせていただきたい。

○　もっとも、個別事案を離れて申し上げれば、一般論として、裁判官が、判決書作成に当たり、類似事例の裁判例を調査・検討し、自らの判断の参考にすることは実務上行われているが、最終的に作成する判決書の内容が自分の判断となることについて責任をもって検討しているかという点が今回の報道を通じて問われたものと認識している。今回の報道でその点について国民の皆様の疑念を生じさせる事態となったことについては、裁判所に対する信頼を揺るがしかねないものと重く受け止めている。最高裁としては，各裁判官が改めて判決書作成の在り方についてしっかり考えることが重要であると考えている。

○　なお、裁判官が個別事案において判決書をどのように起案するかは、各裁判官の判断と責任に委ねられているところであって、最高裁が個別事案における裁判官の判決起案の在り方やその過程について調査・検証等の対応を取ることは相当でないと考えている。したがって、最高裁として、今回報道された判決の起案過程においていわゆる「コピペ」が行われたかどうかを調査・検証するといった対応を取ることができないことを御理解いただきたい。

令和４．１．２５　衆予　階　猛（立憲民主）

問２　任官する判事補の質が低下しているのではないか。

答　判事補には，裁判官にふさわしい資質・能力を有する人に任官してもらう必要があるところ，最高裁は，判事補に採用されることを希望する者（司法修習生）全員について，判事補に任命されるべき者として指名することの適否を，学識経験者等により構成される下級裁判所指名諮問委員会に諮問し，同委員会においては，裁判官にふさわしい資質・能力を備えた人材か否かという観点から，審議答申がされている。最高裁は，同委員会の答申を尊重して，判事補に任命されるべき者を指名してきており，このような手続を経て，判事補が任官してきていることなどを踏まえると，任官する判事補の質が低下してきているとは認識していない。